

令和 7 年度 第 7 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 7 年 10 月 24 日 (金)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 7 年 10 月 24 日 午後 1 時 30 分 開 会			
	令和 7 年 10 月 24 日 午後 2 時 15 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	6 番	玉城 健次		
議事録署名委員	4 番	喜屋武 和徳	5 番	大城 正和

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 11 条の規定により、ただ今から令和 7 年度 第 7 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 7 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、4番 喜屋武 和徳（きゃん かずのり）委員、5番 大城 正和（おおしろ まさかず）委員を指名します。
議長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 利用権設定農地の合意解約について 報告3 農地法第3条の3の規定による届出について 報告4 地域計画変更内容一覧について 報告5 今帰仁村農業振興地域整備計画書の変更について 報告6 農業用施設届出書の報告について 以上です。
議長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第34号 非農地証明願について 議案第35号 一時転用承認願申請について 議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請について 以上です。

	本日の提案された議案第３３号から第３６号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが１４件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 １ 時 ４２ 分 再開 午後 １ 時 ５９ 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 １ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、３ページから９ページにあります【別添】「３条調査書」を踏まえ、農地法第３条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番については、２５０日以上従事する新規就農者で、令和７年１０月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。

議	長	続きまして、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については、150 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 10 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、300 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 10 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
		(質疑なし)
議	長	議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 34 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 4 号「非農地証明願について」を説明いたします。 お手元の議案書 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 3 4 号「非農地証明願について」を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし)
議 長	議案第 3 4 号「非農地証明願について」異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	議案第 3 4 号「非農地証明願について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 5 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 3 番を議題とします。こちらは関連がありますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 3 5 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 3 番について説明いたします。 お手元の議案書 1 1 ー ジをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 3 5 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 3 番を説明) 事務局といたしましては、地方公共団体が発注する河川工事に伴う一時転用であって、農地の復元計画書もありますので、承認相当と判

		断しました。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 3 5 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 3 番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第 3 5 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから、議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番についてを説明いたします。 お手元の議案書 1 2 ページをお開き下さい。 議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について、令和 7 年 1 0 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。

		申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号１番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号１番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから、議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番についてを説明いたします。 お手元の議案書１２ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番について、地元委員から報告をお願いします。
委	員	議案第３６号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号

		2番について、確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第36号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第36号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第36号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから、議案第36号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番についてを説明いたします。 お手元の議案書12ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第36号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第36号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番について、地元委員から報告をお願いします。

委 員	議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 3 番について、確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	資金面について、5 条申請時の仮審査では通っていたものが、本審査で通らなかったために連帯債務となったのか？
事 務 局	申請時も借入は二人の連帯だったが、申請者は一人だった。この点は沖縄県からも確認があったが、そのまま許可が下りていた。ただ実際に借りるとなると土地名義は二人じゃ無いとダメということで、今回の申請となっている。
議 長	議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 3 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 3 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。

